

恩納村教育委員会 給付型奨学生募集

恩納村教育委員会では、有用な人材を育成することを目的に、給付型奨学金制度を創設しました。優秀な学生で経済的な理由により学資の援助を必要とする者に対して返還不要の給付型奨学生を次のとおり募集します。

1 制度概要

大学(短大、専修学校)等の入学者に**一回限り**給付する

2 対象者および資格

- (1) 日本国籍を有し、平成31年4月1日現在において、1年以上引き続き恩納村内に住所を有する村民の子弟
- (2) **申請者および申請者の父母等が市町村税、恩納村貸与奨学金、給食費等の未納がない者**
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学(短期大学を含む。以下「大学等」という。)、高等専門学校(4年、5年在学に限る。以下「高専」という。)及び専修学校(専門課程に限る。以下「専門学校」という。)に在学している者(通信教育課程及び夜間教育課程に在籍する者は除く。)のうち次に掲げる者
 - ア. 平成31年3月に高等学校を卒業した者**(既卒者を除く)**
 - イ. 高専在学者のうち、平成30年度に当該学校の3年次を修了した者
- (4) 高等学校又は高専1年次から3年次までにおける学業成績の評定平均が3.5以上の者
- (5) 申請者と生計を一にする家族の家計支持者(父母等)の市町村民税**(最新年度分)**の所得割が非課税の者

3 給付額

- (1) 県内大学(高専生、専門学生を含む) 100,000円(6月**末日以内**)
- (2) 県外大学(高専生、専門学生を含む) 200,000円(6月**末日以内**)

4 提出書類

- (1) 恩納村奨学金給付申請書(第1号様式)
- (2) 住民票謄本
※本籍・続柄表示のあるもの
- (3) 課税額等証明書(第1号様式別紙)
- (4) 両親の納税証明書 ①村・県民税 ②固定資産税 ③国民健康保険税
- (5) 在学証明書又は合格通知書の写し
- (6) 調査書の写し
- (7) 学校長の推薦書(第2号様式)
※3月まで在学した学校
- (8) その他教育長が必要と認める書類

5 申請書配布および受付期間

- 4月1日(月)から4月26日(金)まで
※土・日及び祝日を除く。
午前8時30分から午後5時まで
※午後0時から午後1時までを除く。

提出・お問い合わせ：学校教育課 ☎966-1209

みなさんひとり一人の納税が恩納村を支えています。

固定資産税 第4期 の納期限は **2月28日(木)** です。
国保税 第8期

固定資産税、国保税は全国のコンビニ及びゆうちょ銀行で納付できます。
便利な口座振替もおすすめです!!



※固定資産税の納税義務者(所有者)が変更になった時には、再度口座振替のお手続きが必要になります。

ゆうちょ銀行以外の恩納村指定金融機関の口座振替払依頼書が納付書についています。記入後、役場税務課・福祉健康課又は村指定金融機関にお持ちください。

今後とも納付期限内の納付へのご協力をお願いします。

お問い合わせ：税務課(固定資産税) ☎966-1206 福祉健康課(国保税) ☎966-1207